

令和5年4月28日

学生各位

理事（教学担当）

理事（学生・国際担当）

「学生の行動制限について」の廃止及び授業への出席の取扱いについて

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更（5類）になりますので、令和5年3月29日付け「学生の行動制限について」は同日付けで廃止し、登学（出席）停止期間及び授業等への出席の取扱いについては、以下のとおりとしますので、お知らせします。

#### 1. 登学（出席）停止期間について

新型コロナウイルス感染症にかかった者については、発症の翌日から5日を経過し、かつ、症状軽快後（熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快した後）24時間を経過するまでは、登学停止とする。

なお、発症から10日間が経過するまでは、不織布マスクを着用すること。

#### 2. 授業等への出席の取扱いについて

○ 授業及び定期試験の出席に係る取扱いは、次のとおりとする。

授業及び定期試験について、2. で示す登学停止期間（発症の翌日から5日を経過し、かつ、症状軽快後（熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快した後）24時間を経過するまで）は出席することはできない。（ただし、授業や定期試験がオンラインの場合で、出席を希望するときは出席することができる。）

○ 登学（出席）停止期間における授業等の対応は、次のとおりとする。

欠席届を提出することで、欠席時数にはカウントしない。

なお、欠席届には証明書を添付する必要があるが、当該証明書にはかかりつけ医等を受診したことが証明できる書類（領収書等）が求められる。

定期試験については、各学部・研究科等において必要に応じた証明書類（病院の診断書など）を求める。